



平成 29 年 5 月 16 日

各 位

会社名 株式会社新日本建物
代表者名 代表取締役社長兼社長執行役員
池田友彦
(JASDAQ・コード番号: 8893)
問合せ先 取締役兼常務執行役員 管理本部長兼経営企画部長
佐藤啓明
(TEL. (03) 5962-0775)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 33 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 29 年 5 月 8 日に公表いたしました「A 種優先株式の取得（強制償還）及び消却に関するお知らせ」のとおり、平成 29 年 5 月 29 日に A 種優先株式の全株式を取得し消却することに伴い、当社が発行する株式は普通株式のみとなることから、定款に規定する A 種優先株式の条項を削除し、併せてその他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

- | | | |
|-----|---------------------|-----------------------|
| (1) | 定款変更のための定時株主総会開催予定日 | 平成 29 年 6 月 28 日（水曜日） |
| (2) | 定款変更の効力発生予定日 | 平成 29 年 6 月 28 日（水曜日） |

以 上

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、4,906万株とする。 2. 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 <u>普通株式4,906万株</u> <u>A種優先株式599株</u>	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、4,906万株とする。 (削除)
第 7 条 (条文省略)	第 7 条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第 8 条 当社の普通株式の単元株式数は100株とし、 <u>A種優先株式の単元株式数は1株とする。</u>	第 8 条 当社の普通株式の単元株式数は100株とする。
第 9 条～第 11 条 (条文省略)	第 9 条～第 11 条 (現行どおり)
<u>第 2 章の 2 優先株式</u>	(削除)
(優先配当金)	
第 11 条の 2 当社は、期末配当金の支払いを行うときは、 <u>A種優先株式を有する株主(以下、「A種優先株主」という。)</u> または <u>A種優先株式の登録株式質権者(以下、「A種優先登録株式質権者」という。)</u> に対し、 <u>第 11 条の 9 (1) の定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき第 2 項に定める額の金銭(以下、「A種優先配当金」という。)</u> を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として第 3 項に定める <u>A種優先中間配当金を支払ったときは、当該A種優先中間配当金を控除した額とする。</u>	
2. <u>A種優先配当金の額は、100万円に、それぞれの事業年度毎に下記の年率を乗じて算出した額とする。</u>	
記	
平成 23 年 3 月期から平成 30 年 3 月期までの間＝ <u>0%</u>	
平成 31 年 3 月期以降＝ <u>0.3%</u>	
(優先中間配当金)	
3. 当社は、 <u>中間配当金の支払いを行うときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、第 11 条の 9 (1) の定める支払順位に従い、前項に定める額の 2 分の 1 を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭(以下、「A種優先中間配当金」という。)</u> を支払うものとする。	
(非累積条項)	
4. <u>A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払うA種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときであっても、そのA種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u>	
(非参加条項)	
5. <u>A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。</u>	
(残余財産の分配)	
第 11 条の 3 当社の残余財産の分配をするときは、 <u>第 11 条の 9 (2) の定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、100万円を支払う。</u>	
(非参加条項)	
2. <u>A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権) 第 11 条の 4 A 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(普通株式を対価とする取得請求権) 第 11 条の 5 A 種優先株主は、平成 30 年 4 月 1 日以降平成 40 年 3 月 31 日 (同日を含む。) までの間 (以下、「A 種転換請求期間」という。) いつでも、当会社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する A 種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は A 種優先株主が取得の請求をした A 種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該 A 種優先株主に対して交付するものとする。</p> <p>(1) A 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数 A 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかる A 種優先株式の数に 100 万円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、A 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付はしない。</p> <p>(2) 当初取得価額 当初取得価額は、52 円とする。</p> <p>(3) 取得価額の修正 A 種優先株主が転換請求をする場合、取得価額は、当該転換請求日における時価 (以下に定義される。) の 90% (円単位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。) に相当する額に修正される (以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。但し、修正後取得価額が当初取得価額の 50% に相当する額 (但し、下記 (4) に規定する事由が生じた場合、下記 (4) に準じて調整されるものとし、以下、「下限取得価額」という。) を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、修正後取得価額が当初取得価額の 1000% に相当する額 (但し、下記 (4) に規定する事由が生じた場合、下記 (4) に準じて調整されるものとし、以下「上限取得価額」という。) を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。転換請求日における時価は、各転換請求日に先立つ 45 取引日に始まる連続する 30 取引日 (以下、本 (3) において「時価算定期間」という。) の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値 (気配表示を含む。) の平均値 (終値のない日数を除く。また、円単位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。) とする。なお、時価算定期間の開始日以降、転換請求日 (同日を含む。) までの間に下記 (4) に規定する事由が生じた場合、上記の終値 (気配表示を含む。) は下記 (4) に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。</p> <p>(4) 取得価額等の調整 (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり下限取得価額および上限取得価額 (以下「取得価額等」という。) を調整する。但し、本 (4) は、現に A 種優先株式を発行している場合に限り適用される。 ① 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額等を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数 (但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数 (但</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後取得価額等} = \frac{\text{調整前取得価額等}}{\frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}}$ <p>調整後取得価額等は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。</p> <p>②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額等を調整する。</p> $\text{調整後取得価額等} = \frac{\text{調整前取得価額等}}{\frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}}$ <p>③下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本（4）において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額等調整式」という。）により取得価額等を調整する。調整後取得価額等は、払込期日（払込期間を定めた場合は当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後取得価額等} = \frac{\text{調整前取得価額等} \times \frac{\text{（発行済普通株式の数） - 当社が保有する普通株式の数} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{（発行済普通株式の数） - 当社が保有する普通株式の数} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$ <p>④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額等とする。調整後取得価額等は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>⑤行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額等とする。調整後取得価額等は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による取得価額等の調整は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</p> <p>(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①および②のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額等、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額等の調整を適切に行うものとする。</p> <p>①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額等の調整を必要とするとき。</p> <p>②前①のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額等の調整を必要とするとき。</p> <p>(c) 取得価額等の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(d) 取得価額等調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額等を適用する日に先立つ45取引日に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</p> <p>(e) 取得価額等の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額等と調整前取得価額等との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額等の調整はこれを行わない。</p> <p>(普通株式を対価とする取得条項)</p> <p>第11条の6 当社は、A種転換請求期間中に取得請求のなかったA種優先株式の全部を、A種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下、「強制転換日」という。）が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の数に100万円を乗じて得られる額を、A種転換請求期間の末</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>日にA種優先株主が転換請求をしたものとみなして修正後取得価額として計算される額で除して得られる数の普通株式をA種優先株主に対して交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</u></p> <p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u> <u>第11条の7</u> <u>(1) 当社は、いつでも、当会社取締役会が別に定める日(以下、「強制償還日」という。)が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額(以下、「強制償還価額」という。)の金銭をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</u> <u>(2) 強制償還価額は、A種優先株1株につき、100万円とする。</u></p> <p><u>(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)</u> <u>第11条の8</u> <u>(1) 当社は、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。</u> <u>(2) 当社は、A種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u></p> <p><u>(優先順位)</u> <u>第11条の9</u> <u>(1) A種優先株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、普通株式にかかる剰余金の配当を第2順位とする。</u> <u>(2) A種優先株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、普通株式にかかる残余財産の分配を第2順位とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p><u>(種類株主総会)</u> <u>第17条の2 第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>2. 第13条、第15条、第16条第1項および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>3. 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

以上